

清代道光期のアヘン問題について

——「失察處分」問題を中心に——

井 上 裕 正

はじめに

一 問題の所在

二 『失察鴉片煙條例』の制定

三 アヘン戦争直前の「失察處分」問題
おわりに

はじめに

一般に、アヘン戦争は中國近代史の起點と看做されている。したがって、この戦争の原因であるアヘン問題についても、従来、少なからぬ研究が行なわれ、多くの歴史事實が既に解明されてきた。たとえば、清朝のアヘン政策に關しては、アヘン戦争勃發に至るまでの推移がほぼ明らかにされたと⁽¹⁾言⁽¹⁾ってよい。

しかし、別の視角から光を照射する時、これまで見えなかった問題が浮かび上がってくる。筆者が前稿で注目した、政策遂行に伴なう官僚の責任問題も、その好例のひとつである。⁽²⁾清朝がどのようなアヘン政策を採ろうと、それを實際に遂行するのは地方の官僚である。したがって、アヘン政策の實態を知ろうと思えば、地方官僚の現實的な對應を視野のなか

に入れる必要がある。そこで問題となるのが、政策遂行に伴って問われる官僚の責任である。

中國では古くから官僚制が發達した。それに伴ない、官僚に對する「考課」、すなわち勤務評定の制度も整備されていた。清朝では、たとえば文職官僚は三年ごとに勤務評定を受けたが、それ以外にも日々の職務上の功過が賞罰の對象とされていた。こうして、アヘン政策の遂行を擔當した地方官僚は、同時に、それに關わる責任を問われることになる。清朝のアヘン政策が實際に效力を發揮しえたか否かは、まさに官僚の責任能力の有無にかかっていたのである。

このような問題を解明する一作業として、小稿では「失察處分」という監督責任の追求に焦點を合わせて検討していきたい。この「失察處分」については、先に前稿で嘉慶期について若干の言及を行なったが、行論の都合上、小稿でもそのことに觸れざるをえない。また、アヘン貿易や清朝のアヘン政策全般については、必要最小限の言及に止めた。小稿における主たる考察の對象は、あくまでも、アヘン戦争前の道光期における「失察處分」の問題である。

一 問題の所在

アヘン戦争前においてアヘン問題が一向に解決されず、むしろ深刻化の一途をたどった原因について、かつて來新夏氏は「英・美侵略者の破壊と、清政府の貪汚政治が鴉片烟毒を全國に泛濫せしめた」と述べられ、また近年、田中正美氏は「イギリスのアヘン貿易は、他面、清朝支配階級の腐敗、より包括的には、清朝統治組織のあらゆる面にわたる構造的腐敗、によって促進された」と述べられた。すなわち、アヘン問題深刻化の原因は、アヘン貿易を積極的に推進したイギリス側と、アヘンの蔓延を禁止できなかった清朝側の雙方にあったのである。このうち清朝側の原因については、來氏の所謂「清政府の貪汚政治」、田中氏の所謂「清朝統治組織のあらゆる面にわたる構造的腐敗」の具體的な事實が、兩氏を始めとする諸研究によって既に解明されている。それに依れば、本來、アヘン禁令を遵守し、徹底すべき立場にある者たち——胥吏、衙役、幕友、家人、兵丁などをも含めた廣義の官僚層——が、禁令に名を借りて自分たちの利益を追求す

るアヘン受益者集團と化し、しかも、かれら自身がアヘンを販賣し、吸飲するという禁令の違反者そのものでさえあった。このような廣義の官僚層の腐敗——それをここでは「積極的腐敗」と呼ぶことにする——によって清朝のアヘン政策が有名無實化したことは當然の結果であり、筆者にも異論はない。

しかし、清朝のアヘン政策が空文化した原因のひとつに、官僚が「失察處分」を回避するためにアヘン禁令を眞面目に遂行しなかったという事實もあった。そして、この點についてこれまでの研究では、殆ど注目されなかったのである。

では、官僚が回避しようとした「失察處分」とは一體何であるか。まず「失察」とは、『六部成語註解』の吏部成語にある「失于覺察」（覺察を失する）のことである。その註解に「何事かを論ずる無く、應に預め先ず察知すべき者、若し預察を失すれば、皆な罪有り」とあるように、前もって察知すべきところを察知できなかったこと、つまり、⁽⁶⁾監督不行届きのことである。右の註解に「皆な罪有り」という「罪」とは、この場合は「公罪」を意味する。そして、「公罪」と「私罪」から成る「官罪」は「處分」、すなわち行政處分の對象とされた。要するに、官僚の「失察」は「公罪」として「處分」されたのである。

この「處分」には、「罰俸」、「降級」、「革職」の三種類があり、「降級」はさらに「留任」と「調用」に分けられた。「處分」は勿論、官僚の經歷においてマイナス（過）となるが、逆にプラス（功）となるのが「議敘」であり、これには「紀錄」と「加級」の二種類がある。そして、「處分」と「議敘」は、たとえば「罰俸六月」が「紀錄一次」に相當するという具合に、マイナスとプラスが相殺され、これを「抵銷」と呼んだのである。

このような官僚の「處分」と「議敘」を擔當したのが、文官の場合は吏部の考功清吏司（武官の場合は兵部の職方清吏司）であり、ここでは文官の三年ごとの勤務評定である「京察」と「大計」をも掌っていた。清末の陳康祺（字均堂、浙江鄞縣人、同治十年進士）の『郎潛紀聞初筆』巻六、「吏部四司喜怒哀樂」の條に、「吏部の四司、世に喜怒哀樂と稱せらる。蓋し、文選司は升遷除授の籍を掌り、故に喜司と曰う。考功司は降革罰俸の籍を掌り、故に怒司と曰う。稽勲司は丁憂病故

の籍を掌り、故に哀司と曰う。驗封司は封贈蔭襲の籍を掌り、故に樂司と曰う。」（傍點は筆者）とあり、吏部の四清吏司のなかで考功清吏司は「怒司」と呼ばれて官僚から恐れられていたことがわかる。

このように、官僚が「降革罰俸」の「處分」を恐れたことは、かれらの執務態度にも大きな影響を及ぼさずにはおかなかった。康熙期の大官、李之芳（號鄰國、山東武定人、順治四年進士）の「請除無益條例疏」に、「近年以來、外官の參罰の處分、日、一日と密なり。降級・革職、動もすれば意外に出づ。是を以て各官、過を救うに暇あらず、徒らに虛文に務め、以て旦夕を彌縫するの計と爲し、地方の爲に心を盡して民を愛する能わず。」（『皇朝經世文編』卷十五、吏政、吏論上）とあり、地方官が政務を放擲して「處分」の回避に汲々としている様子が述べられている。

また、乾嘉期の周鎬（字懷西、江蘇金匱人、乾隆四十八年舉人）は、「上制軍條陳利弊書」で「處分」の寛免を要請したが、その際、「處分」について、「其の始めを原ぬるに、誠に州縣の玩延・隱諱を恐れれば、大いに之れが防を爲さざるを得ず。其の後に及んで、州縣、且に處分を畏忌し、巧みに之れが避を爲さざるを得ざらんとす。」（同、卷十六、吏政、吏論下）と述べ、本來、地方官の不眞面目な執務を防止するために設けられた「處分」を、かれらが恐れて巧妙に回避しようとしている有様を指摘している。

さらに、「失察處分」について、乾嘉期の張鵬展（字南松、廣西思恩人、乾隆五十四年進士）は「請釐吏治五事疏」のなかで州縣の虧空を問題とした際、上司の總督・巡撫が州縣官を彈劾しない理由のひとつとして、「一つは則ち處分を避けるなり。屬員の虧空、上司、失察の咎有り、且つ攤賠の責有り。所以に趨避を圖らんと欲し、遂に徇隱を成す。」（同、卷二十、吏政、大吏）と述べ、「攤賠」の責任と並んで「失察處分」の存在をあげている。また、清代の實錄には、「失察處分」が行なわれたり、問題となった事例が枚舉にいとまがない程に多く記載されているのである。⁽⁷⁾

以上のように、官僚は「失察」を含む執務上のあやまちを「處分」された。「處分」は本來、官僚の眞面目な執務を確保するために設けられたものである。しかし、現實には官僚が自己の官歴に傷をつけない様、「處分」を巧妙に回避しよ

うとした結果、「處分」の存在がかえって執務に支障をきたすことがあった。次章以下で見えるように、アヘン禁令の実施に伴う「失察處分」もその例外ではなかったのである。官僚による「失察處分」の回避は、前述した「積極的腐敗」に比べれば、腐敗の程度も小さく、「消極的腐敗」と呼ぶべきものかも知れない。しかし、個々の官僚による「失察處分」の回避が、官僚制全體のなかで累積される時、その影響力ははかり知れなく大きなものとなったであろう。そのことは、清朝中樞部がアヘン禁令と同時に「失察處分」の問題を絶えず重要視していたことから確認できる。清朝のアヘン政策の實態を知ろうと思えば、まず、アヘン禁令に關わる「失察處分」の問題を解明しなければならないのである。

二 『失察鴉片煙條例』の制定

本章では、道光三年における『失察鴉片煙條例』の制定を考察するが、それに先立ち、道光三年以前における「失察處分」について、既に前稿で若干言及したことでもあるので、簡単に觸れておきたい。

清朝は雍正七（一七二九）年、アヘンに關する最初の禁令を發してアヘン販賣者やアヘン館開設者に對する刑罰を定めた。しかし、この禁令は福建省、就中、臺灣を対象とする、ある意味で例外的な存在であり、清朝がアヘン問題と本格的に取組むのは、やはり嘉慶朝以後のことである。⁽⁸⁾ まず、嘉慶四（一七九九）年に清朝は初めてアヘン貿易に對する禁令を發した。これを筆者は「外禁」政策と呼んでいる。ついで嘉慶十八（一八一三）年に清朝はアヘン吸飲者に對する刑罰を初めて制定した。このような國內におけるアヘン禁止政策を筆者は「内禁」政策と呼んでいる。⁽⁹⁾

こうして清朝は「外禁」「内禁」併用政策（但し、重點は「外禁」に置かれた）によってアヘン問題を解決しようとしたが、アヘン禁令に關わる「失察處分」は當時、どのように行なわれていたか。後に詳述するように、道光三年に『失察鴉片煙條例』が制定された際に、吏部・兵部の二部は從來の「失察處分」について、

海口の洋船を査禁するに止まりて、民間で煙斤を私熬するに於て、未だ議及を経ざれば、條例、尙お未だ周備なら

(10)

と述べており、道光三年以前においてアヘン関連の「失察處分」は「海口の洋船を査禁すること」、右に引用した史料中の別の表現を借りるならば、「洋船が鴉片煙を夾帶して進口する」ことだけを對象としていた。換言すれば、當時の「失察處分」の對象は「外禁」だけに限定されていた。この事實は、當時のアヘン政策が「外禁」に重點を置いていたことと相俟って、廣東官僚の責任が最も強く問われていたことを意味したのである。

次に、「失察處分」の内容について、明確な規準と「處分」内容が定められるのは、後述するように、『失察鴉片煙條例』が制定される道光三年以降のことであり、當時はまだ一定した方針は存在しなかった。しかし、嘉慶十六く二十年頃に、「失察處分」がかなり厳しく行なわれたことは史料の上で確認できる。まず、嘉慶十六（一八一）年三月己酉朔の上諭に「當に賣放を失察せるの監督、及び委員・吏役人等を將て、一併に懲辦して貸さざるべし」とあり、これについては既に前稿で指摘したとおりである。⁽¹¹⁾ また、嘉慶二十（一八一五）年正月に、ひとつの事件をきっかけに非常に厳しい「失察處分」が實施された。この事件とは、廣州駐防正紅旗の驍騎校であった興亮なる人物が、廣東副都統蕭昌の「年班進京」に隨行して北京へ赴いた際、金もうけのためにアヘンを持ち込みとして、崇文門稅務衙門に檢舉された事件である。⁽¹²⁾ この事件の結果、副都統蕭昌が「處分」されたことは勿論のこと、事件を審理した刑部は「並びに失察せるの汎口の地方文武各官、及び監察を行なわざるの海關監督を將て、一併に職名を査取して咨參す」べきことを奏請した。⁽¹³⁾ この奏請は裁可され、特に廣州將軍本智と粵海關監督祥紹に對しては、特旨で「交部議處」が命ぜられたのである。⁽¹⁴⁾

このように、嘉慶十六く二十年頃には「失察處分」はかなり嚴格に實施されていたが、二十年正月における興亮の事件直後、「失察處分」は一轉して免除されることになる。その契機となったのが、嘉慶二十年二月二十一日附の兩廣總督蔣攸銓らの上奏であった。これについては既に前稿で明らかにしたところであるが、⁽¹⁵⁾ ただ、この上奏が興亮事件の結果として實施された、厳しい「失察處分」と恐らくは關係があったことについては、前稿で觸れなかった。日時の點から觀て、

そう推測するのが妥當であろう。それはともかく、この上奏で蔣攸銛は「失察處分」の減免と「議敘」の制定を奏請したが、共に裁可され、單なる「失察」は「處分」を免除されることになった。⁽¹⁶⁾詳細は前稿を参照していただくとして、蔣攸銛が減免を奏請する理由として言及した状況は非常に重要であるから、再び次に引用しておきたい。

地方の文武、従前の失察處分に慮及し、拏獲せる販賣の匪徒到案し、歷年の舊案を供出すれば、是れ未だ獲犯の功を受けざるに、先ず失察の咎を受けるを恐れ、瞻顧因循するは、勢いとして免れ難き所なり。⁽¹⁷⁾

すなわち、アヘン販賣者を逮捕した時、かれがそれまでの違反行爲を自白したならば、犯人逮捕の論功行賞を受ける前に、従来の「失察」を「處分」されるのではないか。このように地方の文武官僚が心配して眞面目に取締らない、と蔣攸銛は訴えたのである。そして、これが裁可されたということは、嘉慶帝を始めとする清朝中樞部も、「失察處分」が所期の目的とは逆の効果を官僚に及ぼしていると認めざるをえなかったことを示唆している。なお、蔣攸銛の奏請どおり裁可された「議敘」については、後述の『失察鴉片煙條例』のところで觸れることにする。

さて、嘉慶二十年以來免除されていた「失察處分」は、道光三（一八三三）年に『失察鴉片煙條例』が制定されることによって復活する。その契機となったのが、道光二年十二月戊申（八日）に受理された、御史尹佩綏の二つの上奏であった。まず、第一の上奏については、『大清宣宗成皇帝實錄』（以下、『實錄』と略記する）、同日の條に、

御史尹佩綏奏し、鴉片煙を私食するを嚴禁せんことを請う。據りて稱すらく、鴉片煙の來たるや、福建、浙江、江南の海口に通ずるの地方、俱に私帶有るは、總じて廣東自り來たるを以て最と爲す。一は、地方官認真に查拏せず、或は一、二の武弁を差わして巡查せしめ、徒らに該弁肥囊の計と爲るに由る。一は、粵海關の包稅に由る。洋船一たび到れば、即ち包攬して上稅する者有り。煙を將て漁船に雇載し、先ず寄頓を行ない、然る後に查船す。且つ聞くに、鴉片は數換に非ざれば賣らず。獨り巡海の兵丁、價を減じて賣給するを惜しまざれば、居心尤も惡む可し、等の語あり。

とある。すなわち、福建、浙江、江蘇の各省に出回っているアヘンは主に廣東から運ばれてくること、その廣東においては、地方官が眞面目に取締らず、粵海關への納税が包攬されている、などの問題があることを尹佩棻は指摘した。この上奏を受けて道光帝は、⁽¹⁸⁾兩廣總督阮元（在任、嘉慶二十二年）と粵海關監督達三に對して、眞面目な取締りと包攬納税の禁止を強く命じた。

御史尹佩棻の第二の上奏については、『實錄』、同日の別の條に、

御史尹佩棻、滇省地方の情形を條奏す。據りて稱すらく、（中略）又た、迤東、迤西の一帶、復た罌粟花を種え、其の英を採りて以て鴉片煙を作る者有り。請うらくは、地方官をして嚴しく禁止を行なわしめんことを、等の語あり。

とある。すなわち、雲南省の諸問題を列擧するなかで、迤東、迤西地方における罌粟の栽培とアヘンの製造を指摘し、その禁止を奏請した。この上奏に對して道光帝は、他の問題と共に、罌粟の栽培とアヘンの製造の事實調査を雲貴總督明山に命じた。⁽¹⁹⁾

ついで、雲貴總督明山の覆奏を受けた上諭（『實錄』、道光三年七月戊寅の條）に、

其の鴉片煙を嚴禁するの一條、迤西、迤東の一帶、罌粟花を將て熬て鴉片を爲るは、最も風俗の害と爲る。⁽²⁰⁾該御史の原奏、並びに文武衙門の幕友・官親・武弁・兵丁も亦、此の煙を食す、等の語有り。該督撫に著して該管文武に嚴飭し、關津・隘口に在りて、留心に查緝せしめ、並びに地方官をして實力に稽査せしむ。如し本省、私かに罌粟花を種え、採りて鴉片を熬、及び煙館を開設すれば、即ち嚴拏して究辦し、書役に假手して索擾を滋くするを致すを得ず。其の鴉片を買食するは、官・幕・營弁・兵役を論ずる無く、一たび拏獲を経れば、例に照らして懲辦す。⁽²¹⁾地方官拏獲すれば、量りて鼓勵を予え、查拏を行なわざれば、酌して處分を加えるに至りては、並びに吏兵二部に著して、妥議して具奏せしむ。（傍線と記號は筆者）

とある。まず、この上諭の傍線②の部分にある「該御史」とは尹佩棻のことであるから、かれは道光二年十二月戊申に受

理された第二の上奏で、雲南省の文武衙門の幕友・官親・武弁・兵丁がアヘンを吸飲していることをも指摘していたことが判明する。また、これに對する上諭が、傍線⑤の箇所て煙館の開設にも言及していることから判断すれば、尹佩棻はこの點も第二の上奏で指摘していたことになる。

次に、傍線⑥は、アヘン禁令に關わる「議鼓」と「失察處分」の檢討を吏部と兵部に命じた部分である。このような檢討を誰れが提議したかについては、二つの可能性が考えられる。第一は御史尹佩棻であり、第二は雲貴總督明山である。管見の及ぶ限り、二人の上奏の全文を知ることができないから、提議者がどちらであったかを斷定することはできない。しかし、上諭の文脈から判断して、提議者は尹佩棻であろうと筆者は今のところ推測している。その當否はさておき、この上諭で、嘉慶二十年以來免除されていた「失察處分」の檢討が吏兵二部に命ぜられたのである。

吏兵二部の覆奏は道光三年八月戊戌（二日）に受理された。『實錄』、同日の條に、

本日、吏兵二部の奏に據るに、失察鴉片煙條例を酌定せんことを請う。鴉片煙の一項、流毒甚だ熾んなるは、總じて地方官、查拏力めざるの致す所に由る。向來、地方官、祇だ賄縦を嚴參するの例有るのみにして、並えて失察を議處するの條無し。且つ海口の洋船を查禁するに止まりて、民間で煙斤を私熬するに於て、未だ議及を経ざれば、條例、尙お未だ周備ならず。嗣後、如し洋船、鴉片煙を夾帶して進口し、並びに奸民、私かに罌粟を種え、煙膏を煎熬し、煙館を開設すること有れば、文職地方官、及び巡查の委員、如し能く自ら拏獲して究辦を行なえば、其の議處を免ず。其の規を得て故縱する者有れば、仍お舊例に照らして革職す。若し止だ覺察を失するのみに係れば、其の煙斤の多寡を按じて、一百斤以上の者、該管大員、罰俸一年。一千斤以上の者、一級を降して留任せしむ。五千斤以上の者、一級を降して調用せしむ。武職の失察處分も亦、文職に照らして畫一に辦理す。其の文武官、煙斤を拏獲するの議鼓、均しく著して舊例に照らして行なわしむ。

とあり、吏兵二部が答申した『失察鴉片煙條例』は裁可され、ここに「失察處分」が復活した。復活の理由として道光帝

は、「失察處分」の無いことが地方官の不眞面目な取締り（査拏力めざる）の原因となっていることを擧げている。かかる認識は、嘉慶二十年に「失察處分」を免除した際の嘉慶帝の認識、すなわち「失察處分」の存在がかえって地方官の不眞面目な取締りをもたらしているという認識とまったく正反對のものである。同じ事柄に對してまったく正反對の認識が生まれる程、「失察處分」は政權擔當者にとって厄介なものであり、そこに官僚制に潛む、ある本質的なディレンマを見とることもできる。

ところで、今回の復活に際して、新たに「奸民が私かに罌粟を種え、煙膏を煎熬すること」と「煙館を開設すること」のふたつが「失察處分」の對象に加えられた。これで從來からあった「洋船が鴉片煙を夾帶して進口すること」と合わせて、「失察處分」の對象は三つとなった。前述したように、これまでの「失察處分」は事實上、廣東官僚に限定されていたが、今回の復活に伴って、それ以外の地域の官僚も新設された二對象に關わる「失察」が「處分」されることになったのである。

次に、復活した「失察處分」は明確な基準と内容を具えていた。すなわち、文官も武官も一律に、沒收したアヘンの量を基準に、一百斤以上が「罰俸一年」、一千斤以上が「降一級留任」、五千斤以上が「降一級調用」の「處分」を受けることとされた。なお、當時、中國に密輸入されるアヘンは、箱詰めされ、一箱は約百斤（約六〇kg）であった。また、「處分」の基準がアヘンの量とされたのは、次に述べる「議敘」が嘉慶二十年以來、アヘンの量を基準に行なわれていたことに準據した結果と考えられる。いずれにせよ、「失察處分」はここに明確な基準と内容で行なわれることになったのである。

次に、「議敘」は「舊例」どおり行なうこととされた。この「舊例」とは、先きに説明を保留した、嘉慶二十年の蔣攸銑の奏請を受けて制定されたものである。その内容については、概要が『大清仁宗睿皇帝實錄』にも載せられているが、全文を完全に收録する『欽定六部處分則例』、兵、海防、查禁鴉片煙の項から次に引用することにしよう。

地方各官、能く鄰境の興販・煎賣の犯、並びに鴉片煙を將て、一併に拏獲する者、二百斤毎に、紀錄一次を給予し、千斤毎に一級を加えるを給予す。次を以て遞加し、獲えて五千斤以上に至る者、該督撫、奏請し、部に送りにて引見せしめ、欽定を恭候するを准す。

このように、「鄰境」、すなわち管轄外の地域のアヘン販賣者とアヘンを逮捕、沒收した場合、アヘン二百斤ごとに「紀錄一次」、千斤ごとに「加一級」、五千斤以上は「送部引見」の上、「議敘」を「欽定」とされた。なお、右に引用した史料の最後の部分に、但し書きとして、

如し獲える所の人犯、僅かに私かに罌粟を種えるに止まり、並えて未だ煙斤を煎熬せざる者なれば、概して議敘・議處を庸いる無かれ。

とあり、罌粟を栽培していたが、まだアヘンを製造していない犯人の場合は、「議敘」「處分」の対象から外された。この但し書きは勿論「舊例」にはなく、今回、新たにつけ加えられたものである。

さて、『失察鴉片煙條例』の制定によって「失察處分」が復活した原因について、蕭致治・楊衛東編撰『鴉片戦争前中西關係紀事』（湖北人民出版社、一九八六年）の編者は次のように述べている。

一八二一年から伶仃洋における「アヘン」密輸時期が始まった。この時期においてアヘンは「合法的な」貨物と一緒に黃埔港に運び込まれず、伶仃洋の躉船に貯藏された。その結果、行商の責任は軽くなり、廣東官僚の責任は明らかに重くなった。「こうして」伶仃洋の密輸活動を禁止できるか否かは、まったく廣東官僚の對應と決心にかかることになった。まさにこのような理由により、道光帝は『失察鴉片⁽²¹⁾煙條例』を頒布することによって、廣東や各省の地方官僚が眞面目に自己の職責を履行するよう督促したのである。(一)内は筆者

このうち、アヘン取引が外洋の零丁洋（伶仃洋）に停泊する躉船で行なわれるようになった結果、「外禁」政策に伴なう責任の比重が行商から廣東官僚の方へ移っていったことについては、筆者が既に前稿で詳述したところであり、異論は

ない。しかし、そのことが「失察處分」復活の原因であるという点には以下に述べる理由から賛成できない。

確かに、零丁洋時期は道光元（一八二一）年に始まる⁽²³⁾。また、御史尹佩棻は道光二年の第一の上奏で「煙を將て漁船に雇載し、先ず寄頓を行ない、然る後に查船す」る状況を指摘した。しかし、これはある意味で零丁洋でのアヘン取引を示唆するものの、その實態からは程遠いものである。兩廣總督李鴻賓が零丁洋でのアヘン取引を暗に示唆する上奏を行なうのは道光九年のことであり、その實態が内外に明らかにされるのは、道光十一年の御史馮贊勳の上奏においてである⁽²⁵⁾。したがって、「失察處分」が復活した道光三年の時點では、清朝中樞部はまだその實態を充分に掌握していなかったのであるから、零丁洋時期の到來を「失察處分」復活の原因と看做すのは、やはり無理と言わざるをえない。

それでは、「失察處分」復活の原因は何であったか。この疑問を解く鍵は、今回の復活が御史尹佩棻の第二の上奏を直接の契機としていた點にある。尹佩棻は第一の上奏で廣東官僚がアヘンを眞面目に取締らないことを確かに指摘していた。しかし、雲貴總督明山の覆奏に對する上諭のなかで「失察處分」の檢討が吏兵二部に命ぜられたことから明らかのように、復活の直接的契機は、尹佩棻が第二の上奏で雲南省における罌粟の栽培、アヘンの製造、煙館の開設を指摘したことにある。そのことは、復活した「失察處分」がこれらの違反行爲を新たにその對象に加えたことから明らかである。さらに、吏兵二部が答申した『失察鴉片煙條例』を裁可した上諭（『實錄』、道光三年八月戊戌の條）の末尾に、

滇省の迤西、迤東の一帯、罌粟花を將て、熬て鴉片を爲るに至りては、必ず須らく嚴しく禁止を行なうべし。該督撫に著して、地方官に嚴飭し、居民に曉諭せしめ、概して罌粟を私種するを准さず、以て根株を淨くせよ。

とあり、「失察處分」の復活が特に雲南省における罌粟の栽培とアヘンの製造に深く關係していたことを知りうるのである。以上のように、國內において罌粟が栽培され、アヘンが製造されているというアヘン問題の深刻化に對する清朝中樞部の危機意識こそが、復活の直接的原因であつたとみて差し支えないだろう。

また、別の觀點から考えれば、アヘン禁令に關して「議敘」だけが行なわれ、「失察處分」が免除されている嘉慶二十

年以來の事態は、本來、官僚制のあるべき姿として正常なものではない。このような異常な事態が生まれたのは、「失察處分」の存在がかえって地方官の不眞面目な取締りをもたらしているという兩廣總督蔣攸銛の認識を嘉慶帝が追認したからであった。しかし、前述したように、道光帝は、「失察處分」の無いことが地方官の不眞面目な取締りの原因となっているという、嘉慶帝とは正反對の認識を抱いたのである。實際、「失察處分」が免除されていた時期に、アヘン問題は一向に解決の兆しすら見せず、尹佩棻の第一の上奏が指摘したように、廣東官僚は相變らずアヘンを眞面目に取締っていた。加えて、國內で罂粟が栽培され、アヘンが製造されているという、アヘン問題の一層の深刻化に直面し、道光帝を始めとする清朝中樞部は、アヘン禁令に關して「失察處分」と「議紋」の雙方を設けておく、官僚制の常態に復する決定を下したのであろう。

三 アヘン戦争直前の「失察處分」問題

一八世紀末以來、約四千箱で横ばいしていたアヘンの流入量は、道光期に入るとマルワ・アヘンを中心に急速に増加の傾向をみせ始めた。一八二四年頃に約一萬箱、三二年に約二萬箱、そしてアヘン戦争直前の三八年には約四萬箱とアヘン流入量は急増していく。その結果、中國の貿易收支は入超となり、また、それまで中國茶の輸入を銀で決済していたアメリカ商人が所謂アメリカ手形で決済するようになったこともあって、一八二七年頃より銀が中國から流出し始めたのである。⁽²⁶⁾

⁽²⁷⁾ このような新しい状況を最初に指摘したのが、福建道監察御史章沅の道光九（一八二九）年正月二十四日附の上奏である。この上奏を契機に清朝はアヘン問題を第一に、銀の流出がもたらす經濟上、財政上の問題と認識するに至る。そして、かかる認識に基づいて清朝はアヘン政策を強化していくが、その詳細については別稿を豫定しているので、ここでは省略する。本章では、アヘン戦争直前における「失察處分」の問題を考察するが、それに先立ち、アヘン戦争直前に至る

までの時期について簡単に觸れておきたい。

道光十（一八三〇）年六月二十四日附の上奏で江南道監察御史邵正笏が國內各地における罌粟の栽培とアヘンの製造を指摘した結果、同年十二月に、國內における罌粟の栽培とアヘンの製造に對する刑罰が初めて制定された。⁽²⁸⁾その際、この禁令に關わる「失察處分」は道光三年に制定された『失察鴉片煙條例』の規定によって行なうことが再確認されている。⁽²⁹⁾

ついで、道光十一年五月十六日受理の上奏で兵科給事中劉光三は、アヘン吸飲者に對する刑罰を厳しくすることを奏請し、裁可された。⁽³⁰⁾その際、かれは「地方官、或は處分を規避し、或は囑託を聽受し、復た嚴迫せざるも亦、時として有る所なり」と述べ、アヘン吸飲が蔓延している原因のひとつに、地方官による「處分」の回避をあげている。⁽³¹⁾

また、アヘン問題と直接の關係はないが、『實錄』、道光十二年六月甲申の條で引かれる御史裴元俊の上奏に、

江南の宿遷、山東の茌平・東阿、河南の安陽・湯陰等の縣に至りては、屢ば搶劫の案有るも、未だ失察の地方官を將て參辦せず。

とあり、各地の「搶劫の案」に關わる地方官の「失察」が彈劾、處罰されていない狀況が指摘されている。このことは、アヘン禁令に關わる「失察處分」の實態をも示唆しているのではないか。

以上は、「內禁」政策に伴なう「失察處分」に關する事例であるが、他方、「外禁」政策の面では、歴代の兩廣總督から「失察處分」を寛免する方向での要請が相次いでなされている。まず、道光九年十月二十八日附の上奏で兩廣總督李鴻賓（在任、道光六十二年）らは、

該夷船、毎に未だ進口せざるの先きに當たり、外洋に停泊し、兼ねて雨夜に乘じ、潛かに快艇を用て、分途して偷運す。縦い沿海巡查の員弁、暮布星羅にして、斷じて敢えて稍も疎懈有らざるも、而れども港汊紛歧なれば、實に以て週察し難きの勢い有り、夷煙仍ち蔓延するを免れず。⁽³²⁾

と述べ、前述したような、零丁洋でアヘンが取引されている狀況を暗に示唆しつつ、その「週察し難き」實情を訴えている。

る。

また、道光十年五月初十日附の上奏で兩廣總督李鴻賓らは「查禁紋銀出洋、鴉片分銷各弊、並會議章程」を答申した際、洋上における取締りの難しさに言及した上で、

該管文武、及び巡洋の舟師、關口の員弁等を責成し、認真に稽查せしむ。其の失察の愆を寛くし、其の玩縱の咎を嚴しくし、内外をして益す嚴密を加えしめん。⁽³³⁾

と述べ、寛大な「失察處分」を要請している。

ついで、道光十四年九月初十日の上奏で兩廣總督盧坤（在任、道光十二、十五年）らは、前任の李鴻賓と同様に、零丁洋に停泊する躉船の取締りが困難な實情を縷々説明した上で、

地方官に飭して客口を開設せる土棍を訪拏せしめ、姚九等の一例に照らし、查抄して嚴辦し、其の従前の失察の咎を免ぜん。⁽³⁴⁾

と述べ、過去の「失察」に對する「處分」の免除を要請している。

以上の諸史料は、道光三年における『失察鴉片煙條例』の制定以後、「内禁」「外禁」のいずれにおいても官僚の「失察處分」があまり熱心に行なわれていなかったことを物語っているのである。

さて、道光十六（一八三六）年に太常寺少卿許乃濟が所謂の弛禁上奏を行なったことを契機にアヘン問題が活潑に論議され、その結果、清朝が従来以上のアヘン嚴禁政策を採用し、結局、アヘン戦争の勃發へと事態が急展開していったことについては、既に周知のとおりである。そして、以下で見るように、このアヘン論議の過程で「失察處分」の問題もひとつの重要な論點として議論の的となっていく。

まず、道光十八年閏四月初十日、鴻臚寺卿黃爵滋は、有名な「嚴塞漏卮以培國本疏」で嚴禁論を展開して許乃濟の弛禁論を最終的に葬り去ると同時に、一年の矯正期間を設けた上でアヘン吸飲者を死刑に處すべきことを提議した。その際、

かれは「失察處分」の問題についても、次のように言及した。

其の地方官署内の官親・幕友・家丁、仍ち吸食して獲えらる者有れば、本犯は治罪するを除くの外、該本管官、嚴しく議處を加えん。各省の滿漢營兵、伍毎に結を取り、地方の保甲に照らして辦理す。其の管轄失察の人、地方官衙門に照らして辦理すれば、軍民一體、上下肅清するに庶幾からん。⁽³⁵⁾

黃爵滋はこのように述べて、文官地方官の場合は、官親・幕友・家丁のアヘン吸飲、武官の場合は兵丁のアヘン吸飲に對する「失察處分」を行なうことを提議した。從來、アヘンの吸飲は「失察處分」の對象には含まれておらず、その意味で、黃爵滋のこの提議は、文武地方官僚の屬僚に對する監督責任に限定されているものの、アヘン吸飲を對象とする「失察處分」に言及した最初のものである。

道光帝は、黃爵滋の「嚴塞漏卮以培國本疏」、就中、アヘン吸飲者死刑論に對する意見具申を各省の地方大官に命じた。⁽³⁶⁾ その結果、地方大官から續々と答申が上奏されるが、そこでの議論は、勿論、アヘン吸飲者死刑論の是非を中心に展開された。しかし、黃爵滋が同時に提議した、屬僚のアヘン吸飲を對象とする「失察處分」の問題、延いては「失察處分」一般の問題も議論の俎上にのぼされたのである。

各省地方大官の「失察處分」に關する意見は、輕減を求めるものと加重を求めるものの二つに大きく分かれている。まず、輕減を求める意見の方は、道光十八年五月己巳（二十九日）受理の大學士・署直隸總督琦善の上奏に、

各省の實力に查拏する能わざるは、總じて地方官の處分を迴護するに由る。蓋し、一たび拏辦を経れば、未だ認真の獎を獲ざるも、已に失察の愆に罹り、惟だに累い、前官に及ぶのみならず、並びに且つ身ら吏議に膺ず。是を以て瞻徇、顧慮し、相い率いて前まず。今、鴉片を販售し、及び煙館を開設し、並びに官吏・軍民の鴉片を吸食する者をして、破案せざること無からしめんと欲すれば、其の瞻顧の念を絶ちて、誘うに獎進の方を以てするに非ざれば、恐るらくは其の得力を冀し難し。天恩に仰懇するに、地方官を責成して實力に查拏せしめ、一切の關津・隘口の、歷任の

地方文武、及び本管官の失察處分、概して寛免を予す可きや否や⁽³⁷⁾とある。すなわち、かつて嘉慶二十年に寛免を奏請した兩廣總督蔣攸銑と同様に、「失察處分」の存在がかえって地方官

の眞面目な取締りを阻礙しているとの理由で、その寛免を要請したのである。

しかし、このように「失察處分」の輕減をはっきりと要請したのは琦善ひとりであり、その他の地方大官はいずれも加重を求める意見であつた。すなわち、山東巡撫經額布は道光十八年五月丁未（七日）受理の上奏で、

失察の處分、輕ければ、則ち員弁、視て緊要に關わるること無しと爲し、勢いとして必ず驗放・盤查の事を將て、一概に之れを胥役・兵丁に委ね、而して兵丁人等、皆な資縁して奸を爲すを得ん。（中略）現に煙販を嚴禁するの際に當たり、若し先ず官吏の處分を嚴しくせざれば、恐るらくは以て貪玩を傲しめて頽廢を振うこと無からん。（中略）該管上司の監督、一併に重きに從りて議處し、卽い僅かに失察に止まるも亦、請うらくは、現行の條例上に於て、分別して議處を加重せんことを⁽³⁸⁾。

と述べ、「失察處分」が輕いと、官僚は眞面目に取締らず、胥吏・衙役・兵丁らにまかせてしまい、その結果、種々の弊害が生じるとの理由で、現行の「失察處分」を加重することを要請している。また、同年同月戊申（八日）受理の上奏で山西巡撫申啓賢は、

衙署内の官親・幕友・家丁人等が鴉片煙を吸食するを失察すれば、何が作して議處するかは、亦た明文無し。（中略）其の本官、衙署内の官親・幕友・家丁が吸食するを失察する者、部に交して嚴しく議處を加えん。⁽³⁹⁾

と述べ、黃爵滋の提議に賛成している。また、同年六月己卯（十日）受理の上奏で陝西巡撫富呢揚阿は、

臣、以爲らく、既に各犯の罪名を加えれば、更に須らく各官の處分を嚴しくすべしと。應に請うらくは、吏兵二部に敕下せられ、各海口、並びに各省の關口、及び地方文武の、舊例に照らして失察・故縱を分別するを將て、再らに處分を嚴定するを行なうべきことを⁽⁴⁰⁾。

と述べ、アヘン禁令の強化に伴って、現行の「失察處分」の加重をも吏兵二部に命ずるよう要請している。また、同月己丑（二十日）受理の上奏で河南巡撫桂良は、

失察の各關監督、及び汎口地方の文武各官の處分、應に一律に嚴を加うべきなり。（中略）原例、僅かに地方文職の查口の委員に止まり、而して各關の監督、過關を失察するに於て、未だ議及せず。（中略）現在、流毒愈熾んにして懲辦甚だ少なきは、未だ始めより處分過^{はな}だ輕く、玩忽に易きに非ずんばあらず。今、鴉片煙を吸食する者、既に重辟に擬すれば、所有る失察せる各省過關の監督、進口の員弁、以及^{およ}び經由の地方文武各官、處分は均しく應に一律に嚴を加うべし。⁽⁴¹⁾

と述べ、輕い「失察處分」が官僚の怠慢を招いているとして、禁令の強化に伴う「失察處分」の加重を要請している。

さらに、同年同月庚寅（二十一日）受理の上奏で江西巡撫裕泰は、

失察の該管上司、嚴しく參處を行なわん。⁽⁴²⁾

と述べ、また、同年八月庚午（一日）受理の上奏で福建巡撫魏元烺は、

失察すれば、該管文武は革職し、道・府・營・將、各の一級を降して留任せしむ。⁽⁴³⁾

と言ひ、從來なかった、屬員に對する上司の「失察」も「處分」することを二人は要請している。

このように、アヘン論議の過程で「失察處分」については、加重を求める意見が大勢を占めたが、最後に、やはり同様の意見を開陳した湖廣總督林則徐の上奏を見ることにしよう。かれの「籌議嚴禁鴉片章程摺」（道光十八年五月己未受理）が黃爵滋のアヘン吸飲者死刑論を強く支持し、また、道光帝の心を大きく動かして、かれの欽差大臣登用の途を開いたことは、既に周知のところである。この上奏で林則徐は六條から成る章程を答申し、黃爵滋と同様に一年の矯正期間附きでアヘン吸飲者を死刑に處すことを奏請したが、その第四條で「失察處分」の問題に次のように言及した。

一、失察處分は、宜しく先づ近き所に嚴しくすべきなり。文武の屬員、犯すこと有れば、該管上司、奉文三箇月内に

於て、查明して擧發する者、均しく免議を予す。限を逾えて失察する者、分別して議處す。其の本署の戚・友・家丁、近く耳目の前に在れば、斷じて知らざるは無く、應に一箇月に制限して查明せしむべし。若し早に革除せしむること能わず、又た肯えて實に據りて擧發せざれば、即ち是れ有心に庇匿するなり。犯す者は加重して治罪するを除くの外、應に庇匿の員を將て、即ちに革職を行なうべし。本署の書差、犯すこと有れば、三箇月内に限つて、查明して懲辦せしめ、限を逾えて失察する者、分別して降調せしむ。⁽⁴⁴⁾

このように、林則徐は、黃爵滋が提議した、屬僚のアヘン吸飲に對する監督官僚の「失察處分」を行なうことに賛成した。その上で、屬員・胥吏・衙役の吸飲に對しては、法令發效の三ヶ月以後の「失察」を「處分」すること、官僚にとつてより身近な存在である官親・幕友・家丁の吸飲に對しては、法令發效の一ヶ月以降の「失察」を故意の「庇匿」と看做して「革職」の「處分」にすることを要請している。

以上で明らかのように、黃爵滋の所謂の嚴禁上奏以後のアヘン論議の過程で、「失察處分」の問題も活潑に議論された。その際、アヘン吸飲者死刑論の方は、これに賛成した地方大官は少數に止まったが、⁽⁴⁵⁾他方、「失察處分」については、この問題に言及したものは琦善を除いて、いずれも加重を求める要請を行なっていたのである。

黃爵滋のアヘン吸飲者死刑論に對する各省地方大官の答申がほぼ出揃つた道光十八年九月甲辰(六日)に、道光帝はこれらの意見を基にして最終的な取りまとめを行なう様、大學士、軍機大臣、刑部等に命令を下した。⁽⁴⁶⁾その結果、翌十九年五月己亥(十五日)、宗人府宗令敬敏らは「查禁鴉片煙章程三十九條」を答申したが、⁽⁴⁷⁾これが裁可されて『欽定嚴禁鴉片煙條例』(以下、『條例』と略稱)として頒布される。⁽⁴⁸⁾この『條例』は、林則徐らの少數意見を採用し、一年六ヶ月の矯正期間を設けた上でアヘン吸飲者の死刑を定めるなど、清朝のアヘン禁令史上、最も厳しい禁令であつた。

ところで、この『條例』は從來からの刑罰を厳しくすると共に、アヘン關連の様々な違反行為に對する刑罰を新たに制定したが、この新設の禁令を對象とする「失察處分」も同時に設定された。その結果、道光三年の『失察鴉片煙條例』以

來、三つしかなかった「失察處分」の對象としての違反行爲は、この『條例』で一舉に擴大した。すなわち、『條例』全三十九條のうち、實に十四の條で「失察處分」が規定されたり、言及されたりしているのである。

また、從來、「失察處分」はアヘンの量を基準に段階的に定められていたが、『條例』の第三十四條に、處分は即ち罪名の輕重を按じ、分別して辦理す。

とあるように、今回の『條例』で「失察處分」は原則として、對象とする違反行爲の刑罰の輕重を基準に行なわれることになった。その原則については、第三十條に、

覺察を失すれば、犯すこと、斬絞の立決に該たる者、二級を降して調用せしむ。犯すこと、斬絞の監候に該たる者、一級を降して調用せしむ。犯すこと、軍流に該たる者、二級を降して留任せしむ。

とあり、「失察」した違反行爲に對する刑罰が死刑（斬刑と絞刑）の「立決」の場合は「降二級調用」の「處分」、死刑の「監候」の場合は「降一級調用」、「軍流」の場合は「降二級留任」という内容である。ただし、これは原則であり、官僚らの違反行爲に對する「失察」は、民間人の場合よりも厳しく「處分」された。たとえば、第五條で「財を得て、鴉片煙案犯を賣放せる官役人等」に對する刑罰は「斬梟」で、これに對する當該官僚の「失察處分」は「降三級調用」と定められたが、民間人の場合（たとえば、第一條の「密口を開設する等の犯」の「首犯」は「斬梟」は「降二級調用」と規定されている。また、第二十五條によれば、「太監」、つまり宦官のアヘン吸飲に對する刑罰は「絞監候」であるが、これを「失察」した「總管」は「革職」の「處分」を受けるとされている。

次に、『條例』の第一條で吏部も、「失察の地方官、及び該管各上司、自ら應に分別して嚴に従り、處分を酌定し、以て慎密を昭らかにすべし」と述べているように、アヘン論議の過程で大勢を占めた意見に従って、「失察處分」は從來よりも厳しく、しかも上司にまで及ぼされることになった。まず、厳しくなった點について、これまでは道光三年の『失察鴉片煙條例』によって、①「洋船夾帶鴉片煙進口」、②「奸民私種罌粟、煎熬煙膏」、③「開設煙館」の三對象において最

も厳しい「失察處分」は、アヘン五千斤以上の場合の「降一級調用」であった。それが今回の『條例』では、①が「降二級調用」（第三十條）、②が「降一級調用」（第十二條）、③が「降二級調用」（第十一條）となり、②は従来どおりであるが、①と③は厳しくなっている。

また、上司の「失察處分」は『條例』の第一條に、

官員の失察處分、（中略）只だ該管地方官の處分有るのみにして、其の各該上司、並えて未だ議及せず。とあるように、これまで行なわれてはいなかった。これが先きの吏部の答申どおり今回の『條例』で初めて設定された。

たとえば、第十一條の「開設鴉片煙館」を例にとると、この「首犯」を対象とする「失察處分」は、

該管官は二級を降して調用せしむ。府州は一級を降して留任せしむ。道員は罰俸一年。兩司は罰俸九箇月。督撫は罰俸六箇月。

と規定されている。また、武官の場合は、

失察の專汎官は一級を降して調用せしむ。兼轄官は一級を降して留任せしむ。統轄官は罰俸一年。と定められている。

なお、「議敘」については、『條例』の第三十四條に、

處分は即ち罪名の輕重を按じ、分別して辦理す。議敘も亦、應に罪名の輕重を按じ分別して等差すべし。

とあり、「議敘」も「失察處分」に準じて、違反行爲に對する刑罰の輕重を基準に行なう様、變更された。また、同條に、

其の煙犯を拏獲すること有れば、自ら應に鄰境・本境を論ずる無く、均しく議敘を給予するを准し、以て鼓勵を示さん。

とあり、従來は「鄰境」、つまり管轄地域外の犯人を逮捕した場合にのみ、「議敘」していたが、『條例』では「本境」、

つまり管轄地域内の場合も「議敍」とするという、優遇措置をとっている。その他にも「議敍」については、また、「失察處分」についても同様だが、『條例』には實に細々とした規定が盛込まれている。しかし、紙幅の都合もあるので、これ以上の言及は省略に従いたい。

おわりに

小稿では、アヘン禁令に伴う「失察處分」の問題を考察した。嘉慶四〇二十年の間、「洋船夾帶鴉片煙進口」を唯一の對象として廣東官僚の「失察」が「處分」された。嘉慶二十〇道光三年の間、「失察處分」は免除され、「議敍」だけが行なわれていた。道光三年に制定された『失察鴉片煙條例』によって「失察處分」は復活した。その際、「奸民私種罌粟、煎熬煙膏」と「開設煙館」の二つが新たに「失察處分」の對象となった。また、「處分」はアヘンの量を基準に明確な規定の下に行なわれることになった。そして、アヘン論議を経て、道光十九年に制定された『條例』において、「失察處分」はその對象を大きく擴大しつつ厳しくされた。また、「處分」の基準は、「失察」した違反行為に對する刑罰の輕重に變更された。さらに、從來なかった上司の「失察處分」が初めて規定されたのである。

嘉慶期以來、清朝はアヘン問題と本格的に取組み、「外禁」と「内禁」から成るアヘン政策で對應しようとした。しかし、政策を實行するのは地方官僚である。かれらの眞面目な禁令遂行を確保するため、清朝は「失察處分」と「議敍」を規定した。アヘン戦争に至るまで、清朝のアヘン政策は次第に強化されていったが、「失察處分」もこの間、嘉慶二十〇道光三年の免除期を除けば、次第に強化され、また、内容も整備されていった。そして、戦争直前に制定された『條例』において「失察處分」は行政法規として完成の域に達したと言つてよい。以上で明らかのように、「失察處分」の問題は、清朝のアヘン政策において極めて重要な位置を占めていたのである。

それでは、「失察處分」は地方官僚の眞面目な禁令遂行を確保することができたのであろうか。小稿でしばしば觸れた

ように、「失察處分」の存在がかえって官僚の眞面目な執務を阻礙している實情も報告されていた。現に、その理由から嘉慶二十〇道光三年の間、「失察處分」は免除されていたのである。しかし、アヘン論議の過程で見られたように、軽い「失察處分」が官僚の不眞面目な對應の原因となつていふ意見も多くの地方大官から提出されている。また、官僚制本來の在るべき姿として、「失察處分」と「議敍」の雙方を設定しておくことが常態であり、禁令が強化されれば、「失察處分」も強化されるというのが法體系上からも自然な成行といえるだろう。

しかし、現實は法體系とは別の次元に屬する。アヘン問題を解決するために發布されたアヘン禁令も、個々の官僚にとっては自己の責任が問われる、ひとつの「場」を意味したにすぎない。ましてや、「失察」という監督不行屈きに對する責任が追求されたことは、地方官僚にとって大きな負擔であつたろう。また、『條例』で「失察處分」が對象を擴大しつつ強化され、しかも總督・巡撫に至る上司の「失察」も「處分」されることになった結果、「失察處分」をめぐる現實の問題は益々複雑化し、厄介な性格を帯びたと思われる。そのことが地方官僚による「失察處分」の回避に拍車をかけたことも想像に難くない。そして、このような個々の官僚による「失察處分」の回避という「消極的腐敗」が官僚制全體のなかで累積されたとき、アヘン禁令は一層の有名無實化を餘儀なくされたのである。

小稿では、アヘン禁令に關わる「失察處分」に的を絞つて考察してきた。アヘン政策に伴なう官僚の責任問題は、勿論、この問題だけで論ずることはできない。また、官僚の責任問題はアヘン政策を對象とするだけでは不充分であり、官僚制全體にわたる検討が當然、必要となる。このように、残された課題は少なくない。しかし、それらは小稿の射程を遙かに越えるものであり、今後の研究に期すこととしたい。

註

(1) 于恩德『中國禁煙法令變遷史』一九三四年。郭廷以『近代中國史』第二冊、第二章「禁煙問題」一九四一年。

(2) 「清代嘉慶期のアヘン問題について——嘉慶期前半のアヘン禁令を中心として——」『島根大學法文學部紀要 文學科』

- 編』第四號一、一九八一年。(以下、「拙稿A」と略記)
- (4) 『清代嘉慶・道光期のアヘン問題について』『東洋史研究』第四一卷第一號、一九八二年。(以下、「拙稿B」と略記)
- (3) 拙稿B、頁六三—六四、七一。
- (4) 來新夏「鴉片戰爭前清政府的禁煙問題」列島編『鴉片戰爭史論文專集』一九五八年(原載『南開大學學報』第一期、頁九六)。
- (5) 田中正美「危機意識・民族主義思想の展開——アヘン戰爭直前における——」『講座中國近現代史』1、一九七八年、頁四六。
- (6) 『光緒』欽定大清會典」卷十一。以下の「處分」、「議敘」等の説明もこの史料に據る。
- (7) 嘉慶期には「邪教」に對する「失察處分」が特に問題とされている。たとえば、『大清仁宗睿皇帝實錄』、嘉慶十八年八月辛丑の條。また、道光期には十年に、戶部捐納房の書吏が公印を私造した事件で歷任の戶部の堂司官が「失察處分」されている。たとえば、『大清宣宗成皇帝實錄』、道光十年十月戊戌の條。
- (8) 拙稿A、頁四五、四八。
- (9) 拙稿A、頁六一—六二。拙稿B、頁五九。
- (10) 『大清宣宗成皇帝實錄』、道光三年八月戊戌の條。
- (11) 拙稿B、頁六三。
- (12) 『清代外交史料』嘉慶朝、第四冊、「刑部審擬案文門稅務衙門擊獲私帶鴉片之饒騎校與亮摺」(嘉慶二十年正月初十日)。
- (13) 同右。
- (14) 同右、「廣州驍騎校與亮私販鴉片一案之該管將軍本智及管理粵海關祥紹交部議處諭旨」(嘉慶二十年正月初十日)。
- (15) 拙稿B、頁六三—六四。
- (16) 同右。
- (17) 『清代外交史料』嘉慶朝、第四冊、「兩廣總督蔣攸銓等奏酌定查禁鴉片烟條規摺」(嘉慶二十年二月二十一日)。
- (18) 『實錄』道光二年十二月戊申の條。
- (19) 同右。
- (20) 嘉慶二十年三月己酉の條。
- (21) 頁三二九。なお、本書はアヘン戰爭前の中國と歐米諸國との關係について一四二の紀事を解説している。しかし、各紀事の分擔執筆者名を記していないので、「編者」の見解として引用しておく。
- (22) 拙稿B、頁七一。
- (23) 同右、頁六九。
- (24) 『清代外交史料』道光朝、第三冊、「兩廣總督李鴻賓等密奏喚船私帶鴉片入口僱買官銀出洋請禁其貿易片」(道光九年十月二十八日)。
- (25) 同右、「湖廣道監察御史馮寶勳總陳夷人夾帶鴉片煙入口積弊請飭查嚴禁摺」(道光十一年五月二十四日)。
- (26) M. Greenberg, *British Trade and the Opening of China 1800—1842*, Cambridge, 1951, pp. 142, 162, 221.
- (27) 『清代外交史料』道光朝、第三冊、「福建道監察御史章沅請禁夷商以違例貨物私易官銀出洋摺」。

- (28) 于恩德前掲書、頁五〇—五三。郭廷以前掲書、頁七六—七七。
- (29) 『清代外交史料』道光朝、第四冊、「刑吏兵等部議奏閩浙總督孫爾準所議嚴禁種賣鴉片章程摺」（道光十年十二月十八日）。
- (30) 于恩德前掲書、頁五三—五四。郭廷以前掲書、頁六八—七〇。
- (31) 『史料旬刊』第三期、〈道光十一年查禁鴉片煙案〉、「刑部摺奏酌加買食鴉片煙罪名」（道光十一年六月十六日）。
- (32) (24)に同じ。
- (33) 『清代外交史料』道光朝、第三冊、「兩廣總督李鴻賓等奏遵旨查禁紋銀出洋鴉片分銷各弊並會議章程呈覽摺」。
- (34) 『廣東海防彙覽』卷三十七、方略二十六、馭夷二。
- (35) 『黃爵滋奏疏』卷八（『黃爵滋奏疏・許乃濟奏議合刊』中華書局 一九五九年）なお、この上奏は『籌辦夷務始末』道光朝（以下、『始末』と略記）、卷二に收録。
- (36) 『始末』卷二、道光十八年閏四月辛巳の條。
- (37) 『始末』卷二。
- (38) 同右。
- (39) 同右。
- (40) 『始末』卷三。
- (41) 同右。
- (42) 同右。
- (43) 『始末』卷四。
- (44) 『林則徐集』奏稿、中、奏稿八。なお、この上奏は『始末』卷二に收録。
- (45) 田中正美「アヘン戦争時期における抵抗派の成立過程——アヘン對策をめぐる——」『東アジア近代史の研究』一九六七年、頁二四八—二四九。
- (46) 『始末』卷五。
- (47) 『始末』卷七。『實錄』同日の條。
- (48) 『欽定嚴禁鴉片煙條例』（道光十九年刊本、北京圖書館藏）中國近代資料叢刊『鴉片戰爭』第一冊、所收。

REGARDING PARVATA

YAMAMOTO Mitsuro

According to documents in the Kharoṣṭhī script, presumably of around the third or fourth century A. D., there was a land called Parvata in the mountainous area south of the Niya ruins (Caḍ'ota).

An examination of five of the Kharoṣṭhī texts, nos. 637, 634, 622, 635 and 633, reveals that sometime not much later than the first day of the sixth month of the eleventh year of the reign of King Mayiri, two people named Kāla Kirteya and Kala Puṃṇabala (Kāla Puṃṇyabala) along with those who received the latter's orders named Cikiṃto (Cgito), Saḡamoya, Tumpāla and Cakola (Cakuṡala) et. al. set out for Parvata from the district of Caḍ'ota in order to carry out the business of "vaṣḍhiḡa." Furthermore, it seems that the necessities like wine and provisions for the journey were provided from the building N. XXIX, where these five documents were discovered. In all probability, the journey also had a purpose of trade.

Regarding the problem of the location of Parvata, it probably was around the area of the neighborhood of Kara Sai that was at the intersection of the upper reaches of the Endere Darya River and the bypass coming from Dalai Kurgan.

THE PROBLEM OF OPIUM DURING THE DAOGUANG

道光 PERIOD OF THE QING DYNASTY

—with Reference to the Question of 'Punishing
Neglect 失察處分'—

INOUE Hiromasa

In connection with the prohibition on opium in the Qing dynasty, the policy of "Punishing Neglect" was prescribed, so that local officials

might seriously enforce the opium prohibition. "Punishing Neglect" meant "Punishing the Neglect of officials." In other words it meant that mismanagement and oversight was to be treated as a "Public Offense" (*gong-zui* 公罪).

Except for a respite between Jiaqing 20 (1815) and Daoguang 3 (1823), the policy of "Punishing Neglect" gradually took shape and was strengthened. The "Regulation for Punishing Neglect of the Opium Prohibition" was promulgated in Daoguang 3, and in Daoguang 19 (1839), just before the Opium War, the "Regulation Strictly to Prohibit All Opium Made by Imperial Order" was enacted, thus bringing the policy to completion.

However, the local officials in fact feared this "Punishment of Neglect" with the result that they tried to evade it. Thus it was inevitable that the prohibition on opium came to exist in name only and not in fact. It is perhaps appropriate to consider the evasion of this policy to be "Passive Corruption" of the local officials. When this conduct had spread throughout the entire bureaucracy, the influence it exerted on the Qing court's opium policies was enormous. This matter is one more reason why it was especially difficult to solve the problem of opium under the Qing.

THE FUNCTION OF THE PROVINCIAL POLICE IN THE QING PERIOD —the Example of the Queue Cutting Case—

TANII Toshihito

It can be said in general that in premodern societies, the operations of the police were not independent, but rather were mixed in with the operations of other government services. This essay is an attempt to verify this thesis for local administration in the Qing period using the concrete example of the Queue Cutting Case.

This author has looked at the following two questions relating to